

Weekly Report

第480日号

平成30年11月12日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

<http://www.szk-accounting.jp/>

延長される？教育資金等の贈与非課税措置

祖父母等が子や孫に対して、教育資金や結婚・子育て資金を一括贈与した場合、それぞれ贈与税の非課税措置が設けられています。現行の適用期限は来年3月末までとなっていますが、文科省は来年度税制改正で恒久化を要望しており、延長される可能性があります。

◆塾や習い事の費用も対象となる非課税措置

教育資金に係る措置は、祖父母等（受贈者の直系尊属）が30歳未満の子・孫に対して教育資金を一括贈与する場合、受贈者ごとに1500万円（塾や習い事など学校等以外に支払う費用は500万円が限度）まで贈与税を非課税とするもので、利用するには取扱金融機関で専用口座を開設し、贈与する資金の預入等を行い管理する必要があります。

同措置では受贈者が30歳に達した場合などに契約終了となり、その時点で教育資金として使われなかった残額は贈与税の課税対象となります。ただし、契約期間中に贈与者が亡くなった場合における残額は相続財産に加算されません。

◆結婚や子育て資金を1千万円まで非課税に

結婚・子育て資金に係る措置は、祖父母等（受贈者の直系尊属）が20歳以上50歳未満の子・孫に対して結婚・子育て資金を一括贈与する場合、受贈者ごとに1千万円（結婚関係の費用は300万円が限度）まで非課税とするものです。

教育資金の措置と同様に、取扱金融機関で専用口座を開設し、受贈者が50歳に達した時点での残額は贈与税の課税対象となります。なお、贈与者が亡くなった場合における残額の取扱いは異なり、相続財産に加算されるため、注意が必要です。

情報交換で海外金融口座情報55万件受領

国税庁は、海外への資産隠しや国際的な租税回避行為に対処するため、OECDにおいて策定された国際基準であるCRS（共通報告基準）に基づき、各国税務当局間で非居住者に係る金融口座情報を自動的に交換する制度を開始しました。

初回交換では、64ヵ国・地域から日本の居住者に係る金融口座情報55万705件を入手した一方、58ヵ国・地域に日本の非居住者に係る金融口座情報8万9672件を提供しています。

なお、年末時点で5千万円を超える国外財産を保有している方は、翌年3月15日までに国外財産の種類や価額などを記載した「国外財産調書」の提出が義務付けられています。

来年、裁判員になる可能性がある方に通知

裁判員制度の導入から来年で10年となります。

裁判所は今月14日に、来年の裁判員候補者名簿に登録された方へ「裁判員候補者名簿のお知らせ」を送付します。これは、裁判員になる可能性があることを事前に知らせる通知となり、名簿に登録された段階では、必ずしも裁判員に選ばれるわけではありません。

なお、1年間を通じて辞退することができる事由がある場合などは調査票を提出します（裁判員候補者に選ばれた段階での辞退希望も可能）。